

**ペットフード安全管理者 PR 及び表記使用規程**

**ペットフード安全管理者認定委員会**

## ペットフード安全管理者 PR 及び表記使用規程

本規程は、一般社団法人ペットフード協会(以下、「本協会」という。)の運営するペットフード安全管理者認定資格を取得した者または取得した者が在籍し所属する団体・企業が使用する「ペットフード安全管理者」(以下、「本資格」という。)PR 及び表記に関する規程である。

### (目的)

第1条 本資格の PR 及び表記使用は、本規程を正しく運用することにより、ペットフード安全管理者認定資格を取得したこと、もしくは資格取得者が在籍していることを証明する目的とし、製品の品質及び表示等の正当性を保証するものではない。

### (使用資格の付与)

第2条 本資格の PR 及び表記使用は、当協会主催の所要の講習会を受講して、試験において所定の知識を取得したことが確認された者もしくは取得した者が在籍し所属する団体・企業にのみ、使用資格を付与するものとする。

### (使用条件)

第3条 本資格の PR 及び表記使用は、製品の品質及び表示等の正当性を保証するものではない為、以下の各号の何れかに該当する場合のみ、本資格の表記を使用することができる。

- (1) ペットフード安全管理者を取得したことを証明する目的として名刺等へ表記する場合
- (2) ペットフード安全管理者が在籍している旨を以下へ表記する場合
  - ① チラシ及び広告等販促物への表記
  - ② ホームページ等のWEBサイトへの表記
  - ③ TV・ラジオ・店頭 VTR 等での音声案内 PR
- (3) 前二号の他、本協会の事前確認を得た場合

### (使用改善要求)

第4条 使用者が、本規程(使用規定細則を含む。)に定める事項の何れかに抵触しているときは、本協会は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。

### (使用差止)

第5条 使用者が次の各号の何れかに該当するときは、当該使用者に対し、1 ヶ月以上 1 年以内の期間を定めて、本資格の PR 及び表記使用の全部又は一部を差し止めることができる。

- (1) 前条の使用改善要求に従わないとき
  - (2) 使用者が法令違反により処分を受けたとき
  - (3) 使用者が本協会の信用を著しく損ねたとき
- 2 使用者がペットフード安全管理者認定資格を喪失したときは、喪失理由の如何を問わず、資格喪失日以後、本資格の表記を使用してはならない。
  - 3 使用する団体・企業を、ペットフード安全管理者認定資格を取得した者が退職したときは、退職日以後、本資格の表記を使用してはならない。

(使用責任)

第6条 本資格の PR 及び表記使用は使用者が任意に行うものとし、使用に係る費用は使用者が負担する。

2 本協会は、本資格の PR 及び表記使用改善または使用差止に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めのない事項及び疑義が生じたときは、ペットフード安全管理者認定制度実行委員会の議決を経て決定する。

附則

本規程は、2012年4月25日より施行する。

## ペットフード安全管理者 PR 及び表記使用規程細則

本資格の PR 及び表記には使用規程が設けられています。本書の内容をよく理解し、遵守してください。

### ■使用条件 第3条(1)を適応した場合

本資格を取得した本人が名刺等へ記載する際には下記の指定表記を使用してください。下記の何れか以外の表記に関しては、当協会での確認が必要です。


<日本語指定表記>


ペットフード安全管理者(一般社団法人ペットフード協会)  
ペットフード安全管理者

<英語指定表記>

Pet Food Safety Management Supervisor (Japan Pet Food Association)  
Pet Food Safety Management Supervisor

<使用例>

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| <br>一般社団法人<br>ペットフード協会  | 事務局<br>ペットフード安全管理者<br><b>犬山 猫子</b> |
| <small>[事務局]<br/>〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-3-16<br/>千代田パリアンビル 9F<br/>TEL. 03-3526-3212 FAX. 03-3526-0270<br/>E-mail: psm@petfood.or.jp<br/><a href="http://www.petfood.or.jp/index.html">http://www.petfood.or.jp/index.html</a></small> |                                    |

|   |  |
|---|--|
| <br>JAPAN<br>PET FOOD<br>ASSOCIATION   | Pet Food Safety Management Supervisor<br><b>Nekoko Inuyama</b> |
| <small>JAPAN PET FOOD ASSOCIATION<br/>9F, Chiyoda Parion Bldg., 2-3-16, Kandasudacho,<br/>Chiyoda-ku, Tokyo 101-0041, Japan<br/>TEL. +81-3-3526-3212 FAX. +81-3-3526-0270<br/>E-mail: psm@petfood.or.jp<br/><a href="http://www.petfood.or.jp/index.html">http://www.petfood.or.jp/index.html</a></small> |  |

## ペットフード安全管理者 PR 及び表記使用規程細則

本資格の PR 及び表記には使用規程が設けられています。本書の内容をよく理解し、遵守してください。

### ■使用条件 第3条(2)を適応した場合

販促物及びWEBサイト等へ表記する際やPRの一環として音声案内を行う際には、ペットフード安全管理者が在籍している旨を記載または案内してください。資格名称単体の表記は禁止とします。

<使用例>

当社には**ペットフード安全管理者**が在籍しております。

当社には**一般社団法人ペットフード協会認定のペットフード安全管理者**が在籍しております。

当社では**ペットフード安全管理者**を配置し、**ペットフード安全法の遵守に努めて**おります。

### ■使用禁止例

本資格の PR 及び表記には、製品の品質及び表示等の正当性を保証するものではありませんので商品パッケージへの掲載を禁止とします。

誤用のないように代表的な禁止例を示しましたので、参考としてください。

●事実であっても優良誤認となる虞がある表現をしてはいけない

~~ペットフード安全管理者が企画した商品です。~~

~~当社はペットフード安全管理者が在籍し、安心・安全な商品を提供しています。~~

●第3条(1)以外で本資格名称単体の表記をしてはいけない

~~ペットフード安全管理者~~

~~ペットフード安全管理者~~

~~ペットフード安全管理者~~

~~ペットフード  
安全管理者~~

~~ペットフード  
安全管理者~~